

A. 各項目の説明

(各項目の番号を押したら説明が出る)

1. 在宅では子どものリスクが高いか・・・子どもが在宅で生活し続けることが可能かどうかの判断。虐待に関する現在の状況を把握し遭遇の見通しを立てる。子ども們の安全性を確保するためにリスクアセスメントモジュールを用いてリスクを判断する。
2. 医師や心理判定員等の見解が現在のところ親子分離を示唆している・・・一人の子どもの問題を社会、心理、医学、行動の各側面から総合的にとらえ、最も適切な援助の方向をチームによって各種専門診断とともに総合的に判断する。地域の諸資源の有無やその内容の把握も社会診断として位置付けられる。
3. 在宅では子どもの心身の発達を阻害する・・・虐待の再発の可能性や、生命への危険がないとしても、子ども們の心身の発達が阻害されると考えられる場合である。これは、保護者の態度や行為のみを見て判断するのではなく、子どもとの関わりから見ていく必要がある。客観的に見て母親の関わりが不適切とはいえないでも、子どもが心理的に脆弱であれば子どもにもとつて大きなダメージになりうる。保護者の態度や行為と子ども們の強みを両方見た上で判断する。
4. 家族・子ども們の所在がわからなくなる可能性が高いか・・・家族が子どもとともに転居先を告げずに急に転居するなど、所在がわからなくなる可能性があること。児童相談所の援助を拒否して、家族と子どもが転居すると一時保護をするのが困難になる、子ども們の安全が脅かされる可能性がある。これまで、不自然な転居歴がないかを調べてみる必要がある。
5. 子どもの状況をモニタリングするネットワークを構築できない・・・日常的に子どもや家族と接觸が可能で、子どもや家族の状態やその変化を日常的にチェックし、虐待がもし起きた場合には子ども們の安全を確保した上ですぐに児童相談所に連絡できる人や機関がないこと。同居している家族や親戚、子どもが通う保育所や学校、近隣住民、民生委員、児童委員、保護者の友人などがその役割を果す可能がある。モニターを依頼した人や機関との間で、①虐待の内容やメカニズムと危機的状況の予測、②情報の連絡網や各機関の窓口(担当者)の確認、③緊急対応が必要なレベルの確認とその時の役割分担、を確認しておく必要がある。
6. 保護者が定期的な訪問・来所指導を拒むか・・・児童相談所が保護者に訪問・来所を依頼しても拒絶をしたり、約束を守らないことがある。定期的に来所をしたり訪問を受けるという約束を守る責任ある行動は、在宅指導の適否の重要な判断材料となる。
7. 絶え間なく子どもを叱る・ののしるか・・・保護者が子どもにも対して、絶え間なく叱ったり、ののしったりしている状態である。そのような状態は、現在、子ども们に大きな心理的問題がなくとも、子ども们に安心した生活を保障しているとは言いがたい。長期的にみると、

子どもが自分自身を肯定できなくなったり、自身を喪失する可能性がある。

B. 実践ガイド

<処遇の選択>

十分な情報収集を元に、子どもや保護者の意向および具体的援助を行うものや社会資源の条件を考慮する。特に、親子分離を行なう際には処遇先の情報を収集することが必要である。施設の規模（大規模から小規模まで）、運営形態（小舎制、中舎制、大舎制）、立地条件、運営方針など多様であるため、その子どもと保護者にもっとも適合する処遇を選択する。

<在宅の場合>

・在宅指導上の留意点

まず、虐待を行っている保護者が、虐待行為をどう認識しているかを把握する。虐待の内容や程度が比較的軽易なものであり、かつ保護者が虐待行為を自分自身の問題としてある程度認め、周囲の援助を得る心づもりがあれば、在宅指導の方向で援助を考える。どうしても子育てがつらくなれば、一時保護や利用施設もあることを紹介しておく。保護者が少しでも自分を振り返るような関わりを心がける。

保護者と子どもの状況に合わせて柔軟な対応を心がけ、通所指導、家庭訪問については定期的に実施することを双方で確認する。実施日時や場所等は保護者にとって最も継続しやすい方法を選択するよう心がける。

・他機関と連携

住所地から遠く日常的な援助が難しい場合には、学校、保育所、幼稚園等の所属集団や民生・児童委員（主任児童委員）など、日常的に子どもや家庭に接触が可能で、緊急な場合には通告する役割も担う機関との連携を結んだ上で、在宅指導の方法を考える。

・子どもへの説明

児童相談所について説明する。その上で、通所指導や家庭訪問の目的や方法について話す。子どもが安心感を持つように配慮する。また、子ども自身で何らかの援助が必要と感じたときには自ら児相と連絡をとることが出来ることを説明し、その方法についても分かりやすく説明する。

<親子分離の場合>

• 保護者への説明

一定期間、親子が離れて生活し、それぞれ自分を振り返る必要があることを伝える。
子どもが起こしている問題行動は、長期にわたる過度のストレス状態から起こっていることを説明する。

子どもにストレスを与えている環境が何なのかを考えてももらう。

保護者の成育歴を受容的に聞き、保護者が少しでも自分を振り返るような関わりを心がける。

時間をかけて現在の親子関係の改善・修復するためには施設入所が必要なこと、入所中には保護者に考えてもらいたいことや児童相談所として保護者を援助したいことがあることを説明する。

• 保護者意向確認の方法

保護者に施設がどんなところであるか、どのような生活をするところなのか、施設にいる子どもの年齢、施設での日課、入所中の学校への登校について、どんな職員がいるのか、面会・外泊について、費用はどれくらいかかるのか等、保護者の疑問については納得がいくようパンフレットやアルバムを活用して理解してもらえるようにする。保護者が入所を了解したら、書面で確認をする。口頭だけの確認では、後から同意「した」「していない」でもめる危険性がある。

• 子どもへの説明

毎日安心して暮らすことができるよう一緒に考えるための場所であることを伝える。施設入所は親子関係を改善・修復していくためのものであり、一定の約束のもとで面会や外泊をすることを伝える。
子どもが施設入所を了解したら、施設の生活がどのようなものかをパンフレットや写真で説明する。事前の見学や施設職員に一時保護所で面会をしてもらうなどして、子どもの不安な気持ちを少しでも和らげる工夫が必要である。
虐待を受けている子どもは、親から見離されることへの不安が大きく、施設入所することに躊躇することもある。子どもとの家族への複雑な思いを受けとめながら面接を行う。

<虐待の告知>

• 在宅で虐待家族を援助していく場合、事例のことを一番よく分かっており信頼関係ができる援助者（医師、保健婦、児童福祉

司、弁護士等)が時期をみて告知する。なぜそういうことに至ったのか共感しながら、さらりと、しかしあはつきりと伝えるのがポイントである。援助者自身が問題を直視することを避け、「育児困難」と結論づけることがあるかも知れないが、その場合は、「なぜ今、虐待と告知しないのか、できないのか」と自分自身の心の動きを振り返ることも大切である。

＜法的分離＞

・子どももしくは保護者の意向が児童相談所の措置と一致しないとき、都道府県児童福祉審議会の意見を聴取しなければならない。審議会に諮問する事例としては、保護者や子どもにも問題意識がなく保護者、子どもの双方が施設入所を拒んでいる場合、親が行方不明であるが子どもが施設入所を拒んでいる場合、触法・ぐ犯行為等相談において保護者の意向が定まらず、子どもも施設入所を拒んでいる場合、家庭裁判所の承認を申し立てを行なうべきか児童相談所としては判断しかねる場合等である。

資料E-12 家庭復帰ナビモジュール

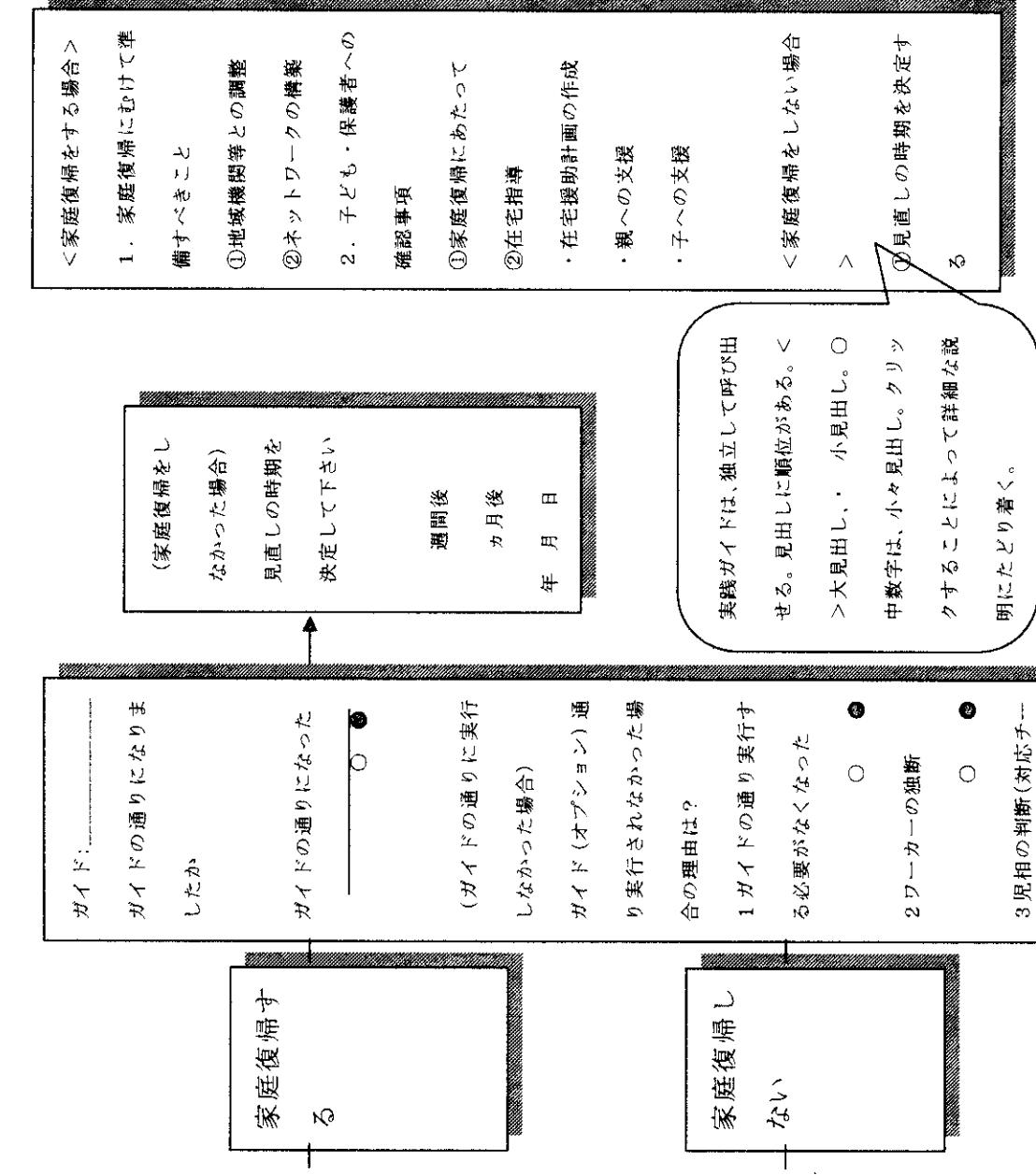
家庭復帰ナビモジュール

行動 (THE N) 結果 (実際に実行した行動)

実践ガイド

家庭復帰のモジュール *下線はハイパーテキスト

- 1 リスクが高いか ○ ●
- 2 子どもは家庭復帰を望んでいるか ○ ●
- 3 保護者は子どもの家庭復帰を望んでいるか ○ ●
- 4 家庭復帰後、継続的な援助が可能であるか ○ ●
- 5 親業プログラムの担当者が家庭復帰を支持しているか ○ ●
- 6 保護者が施設との契約を果たしているか ○ ●
- 7 保護者が児童相談所との契約を果たしているか ○ ●
- 8 家庭に帰つても子どもたちの心身の発達を阻害することはない ○ ●
- 9 子どもの対人関係や情緒が安定し環境や集団に適応しているか ○ ●
- 10 優待（親子関係不調）に対する子どもの事実認識に改善が見られるか ○ ●
- 11 保護者が他者に援助を求めることができるか ○ ●
- 12 保護者の子どもへの衝動（怒り）のコントロールができるか ○ ●
- 13 保護者が子どもの立場に立った見方、感じ方ができるか ○ ●
- 14 子どもの状況をモニタリングするネットワークを構築できているか ○ ●



A. 各項目の説明

(各項目の番号を押したら説明が出る)

1. リスクが高いか・・・子どもがどれほど迅速かつ積極的な援助を必要としているか、また虐待である可能性が大きいかを「リスクアセスメントモジュール」を用いて判断する。(下線はハイパーテキストになっていて「リスクアセスメントモジュール」に飛べるようにする。「リスクアセスメントモジュール」の結果が出ていている場合には、その一覧が出るようにする)
2. 子どもは家庭復帰を望んでいるか
3. 保護者は子どもとの家庭復帰を望んでいるか
4. 家庭復帰後、継続的な援助が可能であるか・・・保護者が児童相談所の援助を受け入れ、お互いに信頼関係を持つていて援助が継続できること。例えば、保護者と児童相談所の間で信頼関係ができる限り保護者が必要な援助を児童相談所に求められるか、家族・子どもとの所在がわからなくなる可能性がないかなども判断の材料になる。
5. 親業プログラムの担当者が家庭復帰を支持しているか・・・保護者に親業プログラムを行った担当者が、プログラムを通して保護者に改善が見られ、子どもを家庭に帰しても安全であると判断していること。
6. 保護者が施設との契約を果たしているか・・・保護者が施設での面接に定期的に来たり、外出や外泊の際子どもを定刻に施設に戻すなど、責任ある行動をとれること。
7. 保護者が児童相談所との契約を果たしているか・・・児童相談所に定期的に来所をするなど責任ある行動をとったり、外出や外泊に際して児童相談所との約束を保護者が果たすこと。
8. 家庭に帰っても子どもの心身の発達を阻害することはない・・・虐待が再発したり、生命に危険がないとしても、子どもの心身の発達が阻害されると考えられる場合である。これは、保護者の態度や行為のみを見て判断するのではなく、子どもとの関わりから見ていく必要がある。客観的に見て保護者の関わりが不適切とはいえないでも、子どもが心理的に脆弱であれば子どもにとつて大きなダメージになりうる。保護者の態度や行為と子どもとの強み両方を勘案した上で判断する。(*処遇Mの「在宅では子どもたちの心身の発達を阻害する」と同じ説明)

9. 子どもの対人関係や情緒が安定しているか・・・安定した人間関係や集団に適応しているか・・・・・対人的トラブルや精神症状を呈し不適応状態を認めると場合はあてはまらない。
10. 虐待（親子関係不調）に対する子どもの事実認識に改善が見られるか・・・保護者とうまくいかない事実認識（施設入所の理由）を理解しており、虐待事実や親子関係の問題を客観的に認めている。親子の虐待関係に疑いを持たなかったり、自分のせいだと思っている場合はあてはまらない。
11. 保護者が他者に援助を求めることができると、保護者が、適宜他者に援助を求めることができ、地域でも孤立していないことである。
12. 保護者の子どもへの衝動（怒り）のコントロールができるか・・・保護者が自分の衝動性に気づいており、その衝動のコントロールをする方法を知っていて、適切に対応できること。「怒らせる子どもが悪い」など、自分の問題としてどちらかず、解決に向けて主体的に努力していないうちにはあてはまらない。
13. 保護者が子ども立場に立った見方、感じ方ができるか・・・保護者が子どもの立場や気持ちをくみ取りながら子育てできること。子どもへの認知の歪みから子どもに憎しみや怒りを持つたり、自己中心的で子ども気持ちは読み取れない場合はあてはまらない。
14. もの状況をモニタリングするネットワークを構築できている・・・子どもと家族の状況観察をし、緊急時に即応できる相談援助体制が整備できていることである。子どもや家族の状態やその変化を日常的にチェックし、虐待がもし起きた場合には子どもの安全を確保した上ですぐに児童相談所に連絡できる人や機関が必要である。日常的に子どもや家族と接触が可能な、同居している家族や親戚、子どもが通う保育所や学校、近隣住民、民生委員、児童委員、保護者の友人などがその役割を果す可能性がある。（処遇Mの「子どもたちの状況をモニタリングするネットワークを構築できない」と同じ説明）
15. 家族の中に子どもの物理・心理的居場所がある・・・家族関係は良好で、家族、兄弟は子どもを受け入れる準備ができていること。
16. 家族の生活基盤が安定している・・・経済面、住居において安定した生活基盤があること。生活基盤があつても、条件次第で不安定になる可能性がある場合はあてはまらない。

17. 親子がお互いに楽しく過ごすことができる・・・自然な関係の中で、親子がなごやかに安定して過ごすことができる。面会、外出、外泊の際の親子の関係を評価して判断する。お互いもしくは片方に不安や緊張が見られたり、第三者の介在がないと親子が楽しく過ごせない場合はあてはまらない。
18. 親子がお互いに肯定的に評価しあっている・・・保護者と子どもが、相手を否定したり、非難したり、非現実的に理想化したりせず、現実的なイメージを持つている、つまりお互いの良い面・悪い面を肯定的に認識していること。お互いの認識を確認しあうことで、安定した信頼関係を築くことができる。

B. 実践ガイド

＜家庭復帰をする場合＞

1. 家庭復帰にむけて準備すべきこと

①地域関係機関等との調整

- ・児童相談所や学校など地域関係機関と十分に連携し、頻繁な観察・接触を行う必要がある。福祉事務所（家庭児童相談室）、市町村保健センター、保健所、病院、保育園、小・中学校、警察、民生・児童委員（主任児童委員）等、関係機関及び関係者に対し家庭復帰について説明し、受け入れの準備を整えてもらう。もし家庭復帰についても問題点の指摘があれば、十分時間をかけて協議をする。援助を行いうにあたって、関係機関や児童相談所の果たすべき役割について確認し、サポート体制を整える。
- ②ネットワークの構築
 - ・子どもの状況をモニタリングするネットワーク、つまり子どもと家族の状況観察をし緊急時に即応できる相談援助体制を整備する。子どもや家族の状態やその変化を日常的にチェックし、虐待がもし起きた場合には子どもの安全を確保した上ですぐに児童相談所に連絡できる人や機関が必要である。日常的に子どもや家族と接觸が可能な、同居している家族や親戚、子どもが通う保育所や学校、近隣住民、民生委員、児童委員、保護者の友人などがその役割を果す可能性がある。ただ、虐待という事実や家族関係など、プライバシーに関わることがあるので人選には慎重さが必要である。モニターを依頼した人や機関との間で、①虐待の内容やメカニズムと危機的状況

の予測、②情報の連絡網や各機関の窓口（担当者）の確認、③緊急対応が必要なレベルの確認とその時の役割分担、を確認しておく必要がある。

2. 子ども・保護者への確認事項

- ・ 子どもが家庭復帰する際には、子ども・保護者の双方が、①虐待が再発した場合の相談場所について理解しているか、②虐待が再発したり、他の問題が発生した場合、再入所の可能性があることを了解しているか、③治療、経過観察のための通所や家庭訪問を了解できるか、を確認する。

3. 家庭復帰にあたって

- ・ 定期的な家庭訪問による指導を実施することが、家族と児童相談所の間で了解されている場合は、措置解除と同時に「児童福祉司指導」への措置変更を行う。また、地理的要件等で、児童相談所による頻繁な家庭訪問が困難な場合は、加えて、「児童家庭支援センター指導」「児童委員指導」等についても検討する。

4. 在宅指導

①在宅援助計画の作成

- ・ 在宅援助計画を作成し、定期的に評価と見直しを行う。
- ・ 関係機関は連携しながら、早期発見並びに効果的対応を図らなければならない。定期的に事例検討会を行い、情報交換を行うとともに共通の認識に立つて、それぞれの役割分担の確認や、援助内容の適否を点検する。

②親への支援

- ・ 子どもは施設内で様々な経験をしたり、年齢的にも成長しているが、家族は以前のシステムのまま変わっていないことがある。そのために、数日で以前と同じような親子関係の葛藤が再現する場合もあり、家族全体を視野においていた援助が必要である。保護者や家族に定期的に児童相談所に来てもらい、取り後ろの様子や対立点を家族療法的に調整していく。

③子への支援

- ・ 子どもが小学校4年生程度であれば、児童相談所や以前入所していた施設に通所させる。虐待問題を抱える保護者は、子どもを自分の

支配化におき、自分と異なる感情や価値観を持つことを許さず、コントロールしようとすると。通所によって、「家族の価値観」というマインドコントロールから子どもを解放し、世の中の常識的な価値観や自分の感覚を確認することができます。それは、子どもの精神的なバランスの回復を図り、自信をよみがえらせることにつながる。

<家庭復帰をしない場合>

1. 見直しの時期を決定する
 - ・家庭復帰ができない場合は、もう一度家庭復帰を検討する時期を決定する。それまで、児童相談所と施設が十分に協議した上で、面会や外出、外泊を行い、観察を行う。

資料E-13 終結ナビモジュール

終結ナビモジュール

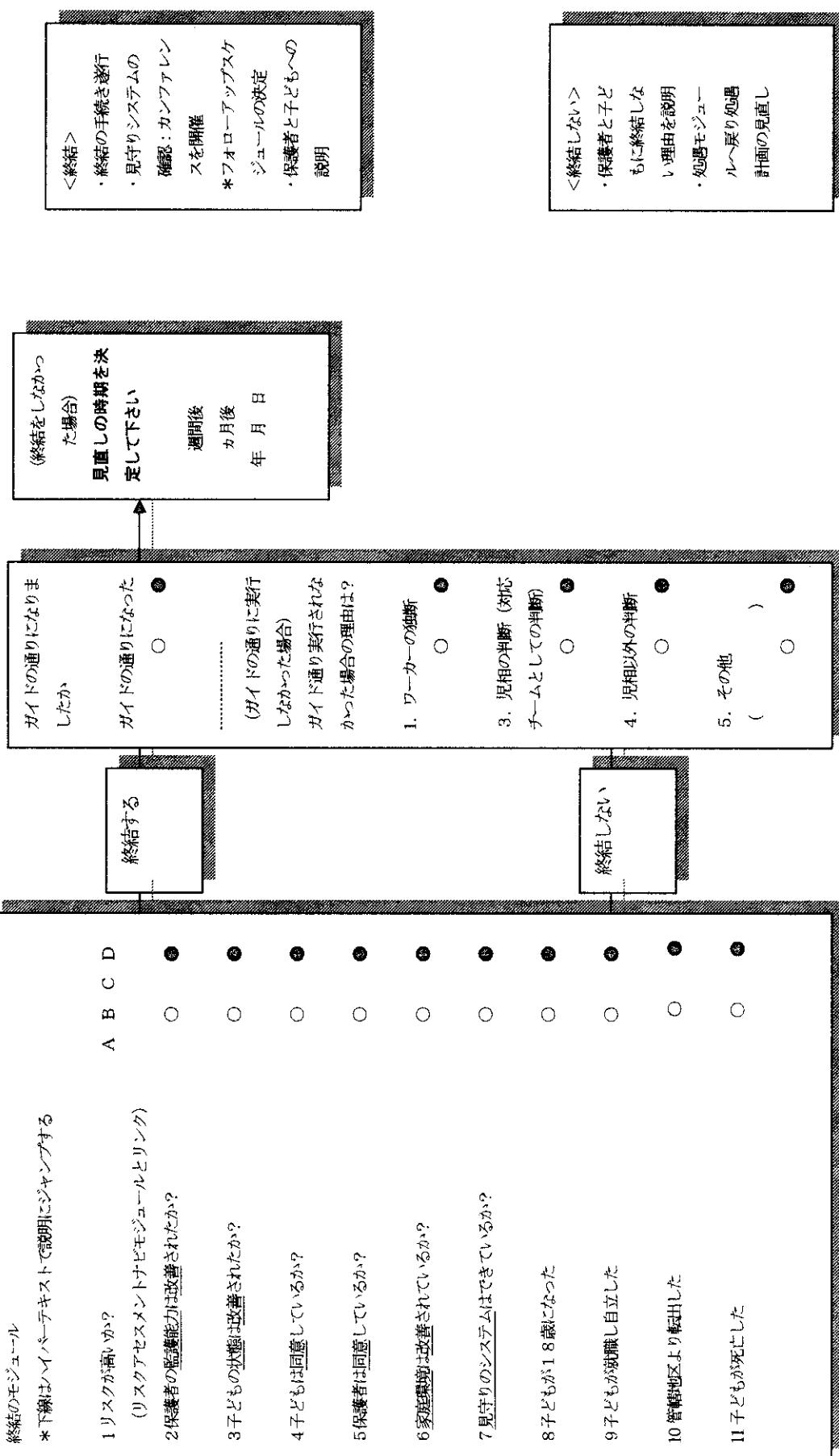
情報 (1F)

行動 (THEN) 結果 (ガイド通り実行されたか)

*下線はハイパーテキストで説明にジャンプする
終結のモジュール

- 1 リスクが高いか?
- (1) スクアセメントナビモジュールとリンク
- 2 保護者の監護能力が改善されたか?
- 3 子どもの状態は改善されたか?
- 4 子どもは同意しているか?
- 5 保護者は同意しているか?
- 6 家庭環境は改善されているか?
- 7 見守りのシステムはできているか?
- 8 子どもが1.8歳になった
- 9 子どもが就職し自立した
- 10 管轄地区より転出した
- 11 子どもが死亡した

実施ガイド



A. 終結項目の説明

(図の左枠の説明・・クリックするとこの説明を見ることができる)

1. 通告段階でのリスクアセスメント結果と運動しており、すでにリスクアセスメントを行っている場合は、A, B, C, Dのいずれかが選択されている。しかし、終結の判断の場合は、初期リスクアセスメント後、かなりの時間が経過していると考えられるので、もう一度「リスクアセスメントナビモジュール」にもり評価し直す必要がある。あるいは、初期アセスメント以外でアセスメントを行ってい る場合も、相当な時間的経過（1ヶ月以上）がある場合はもう一度「リスクアセスメントナビモジュール」にもり評価し直す必要がある。
2. 保護者が、ペアレントトレーニングなどを受けることによって、子どもを養育する能力が改善され、十分に子どもを養育できるかどうかを判断する。保護者に精神的な問題がある場合には、直接保護者に対して援助を提供することによって、子どもの養育に悪影響を及ぼさない状態になつているかどうかを判断する。
3. 子どもに対して十分なケアがなされるることによって、精神的、身体的状態が改善されているかどうかを判断する。
4. 子どもは、家庭に（保護者のもとに）戻り、児童相談所の援助が終わることについて、十分な説明を受け、理解し、納得の上で終結に同意しているかどうかを判断する。
5. 保護者は、子どもを家庭に引き取り、児童相談所の援助が終わることを、十分説明を受け、理解し、納得の上で終結に同意しているかどうかを判断する。
6. 家庭環境、すなわち、衛生状態が改善され、物理的に危険な状態ではなかつたかどうかを判断する。
7. 地域に於ける、ネットワークを活用し、専門職（保育所・園、学校、保健所、病院などに勤務する専門家）および地域の関係者（民生児童委員、主任児童委員、子育てサポートセンター、子育て支援グループ、親戚、近隣者など）との連絡調整ができ、再発を予防できるような見守り体制ができるかどうかを判断する。

8-11は自明であるので説明は省略する。

B. 実践モデル

<施設援助の場合>

1. 段階的な終結手続きを遂行する。①面会の頻度を高める、②外出を行い、頻度を高める、家庭での状況をモニターする、③外泊を行い、頻度・機関を増加する、家庭での状況をモニターする。④家庭引き取り判断、引き取りを実施する。
2. 終結モジュールの1～7を再評価する。
3. 子どもの危険回避を高める。
4. 見守りネットワークとの連携をみにつにし、連絡会を持つ。

<在宅援助の場合>

1. 終結モジュールの1～7を再評価する。
2. 子どもの危険回避を高める。
3. 見守りネットワークとの連携をみにつにし、連絡会を持つ。

<終結しない場合>

1. 保護者と子どもにも終結しない理由をわかりやすく説明し、納得を得る。
2. 「処遇ナビモジュール」に戻り処遇計画を見直す。